

2025年9月10日

## 令和7年台風第15号により被災されたお客さまに対する 電気料金の特別措置について

このたびの令和7年台風第15号により被災された方々に、心よりお見舞い申し上げます。  
静岡ガス株式会社（代表取締役 社長執行役員 松本尚武）のグループ会社で電力事業を展開する静岡ガス&パワー株式会社（代表取締役 取締役社長 藤田猛）は、静岡県の10市町に災害救助法が2025年9月5日に適用されたことを受け、この台風で被災されたお客さまに対して、電気料金の特別措置を実施いたします。

### 1. 対象のお客さま

「SHIZGAS でんき」をご利用いただいているお客さまのうち、災害救助法が適用された10市町※において被災され、特別措置の適用をお申し出いただいたお客さま

※市町名：静岡市、伊東市、島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御前崎市、  
菊川市、牧之原市、榛原郡吉田町（2025年9月10日時点）

### 2. 特別措置の内容

（1）被災されたお客さまの2025年7月検針分（支払期限日が災害救助法適用日の9月5日以降となるものに限る）、8月検針分および9月検針分の各電気料金の支払期限日をそれぞれ1カ月間延長いたします。

（2）被災日（災害救助法適用日の2025年9月5日）の属する料金算定期間の翌料金算定期間から6カ月間において、被災されたお客さまが電気をまったくご使用できなかった場合は、電気料金の基本料金を申し受けいたしません。

### 3. 特別措置の適用方法

特別措置を受けるためには、お客さまからのお申し出が必要です。

静岡ガスのお客さまコンタクトセンターでお申し出をお受けいたします。

静岡ガスお客さまコンタクトセンター

TEL：0570-020-161（ナビダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日 8:45～19:00

土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月4日）・5月1日 8:45～18:00